

地域間幹線系統確保維持事業の概要

- ・補助対象期間の見込み欠損額を事前に算定し、その1/2を国が補助
- ・京都府と沿線自治体は、独自に必要なと認める幹線路線に対し協調支援

1. 路線要件

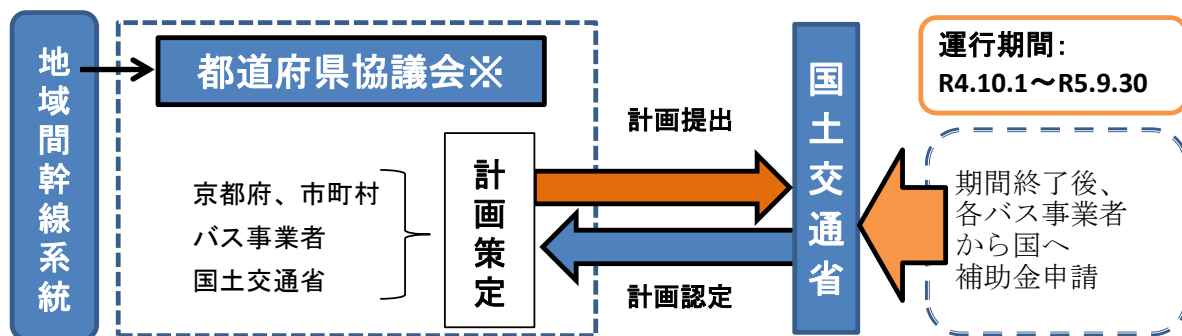
(1) 以下の要件を備えていること

- ①複数市町村にまたがるもの（13年3月末日時点の状態）
- ②広域行政圏の中心市町村等への需要
- ③運行回数3回/日以上
- ④輸送量15人～150人/日 等

(2) 協議会が策定する「地域公共交通確保維持改善計画」に記載されていること

2. 計画対象期間

補助金を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間



※要綱改正により、計画の策定主体が法定協議会に変更されたところでございますが、本年は経過措置期間のため、本地域協議会において計画を策定し、国へ申請します。

3. 補助金算定の内容

■路線維持費

- (1) 見込み欠損額は、前々年度までの3年間(R1-R3)の経常費用平均及び前々年度までの3年間(R1-R3)の経常収益平均を勘案して算出
(経費は、当該事業者キロ当たり単価と地域標準単価のいずれか少ない額を採用)
- (2) 補助対象経費限度額は、経常費用の9/20
- (3) 平均乗車密度が5人未満の場合、減額

■車両減価償却費（リース車両も同様）

(1) 補助対象経費：

$$\text{車両費の額} \times \frac{\text{減価償却率} \times \text{使用月数}}{12 \text{ (月)}} + \text{購入に係る金融費用 (年2.5\%を上限)}$$

(2) 補助対象車両費の限度額：次の①又は②のいずれか少ない方の額

①	種別	補助対象車両費の額
ワンステップ型車両	スロープ又はリフト付き	1,300万円（消費税を除く）
ノンステップ型車両		1,500万円（消費税を除く）
小型車両	長さ7m以下かつ定員29人以下	1,200万円（消費税を除く）

② 実購入費から備忘価額として1円を控除した額（消費税を除く）

<留意点> ・償却期間5年、償却率は定率法40%、定額法20%

- ・特別償却を行う場合にあっては当該償却率を乗じた額を上乗せ可能
- ・リース車両の減価償却費及び金融費用の算出方法についても同様の取扱い

4-1. 計画路線（令和5年度：5事業者19系統）

事業者名	R5年度 系統数 ※1	R5年度計画 申請額(ア)	増減 (ア-イ)	R4年度 系統数 ※1	R4年度計画 申請額(イ)
奈良交通	1 (1)	5,417 千円	▲ 71 千円	1 (1)	5,488 千円
京阪京都交通	3 (3)	11,373 千円	550 千円	3 (3)	10,823 千円
西日本JRバス	3 (6)	24,299 千円	▲ 2,651 千円	3 (6)	26,950 千円
京都交通	4 (4)	9,355 千円	914 千円	4 (4)	8,441 千円
丹後海陸交通	8 (14)	56,899 千円	▲ 2,455 千円	9 (15)	59,354 千円
	19 (28)	107,343 千円	▲ 3,713 千円	20 (29)	111,056 千円

※1 系統数は主系統（同一の補助対象系統を1とする）の数。（ ）は主系統とそれ以外の系統も含めた合計数。

4-2. 車両購入に係る減価償却費（令和5年度：5事業者22両）

事業者名	R5年度補助対象 車両台数※2	R5年度計画 申請額(ア)	増減 (ア-イ)	R4年度補助対象 車両台数 ※2	R4年度計画 申請額(イ)
奈良交通	1 (0)	810 千円	0 千円	1 (0)	810 千円
京阪京都交通	8 (3)	9,765 千円	1,665 千円	8 (3)	8,100 千円
西日本JRバス	4 (0)	3,505 千円	▲ 1,105 千円	6 (0)	4,610 千円
京都交通	1 (0)	810 千円	0 千円	1 (0)	810 千円
丹後海陸交通	8 (2)	11,340 千円	1,198 千円	10 (2)	10,142 千円
	22 (5)	26,230 千円	1,758 千円	26 (5)	24,472 千円

※2（ ）は、補助対象車両のうち新規購入車両数。（リース含む）